

7対1看護導入は損か?得か?

入院基本料と看護師の人件費から見えてきたこと

奈良県立医科大学健康政策医学講座 松浦 一、伊藤雪絵、御輿久美子、今村知明

●まつうらまこと、いとうゆきえ、おごしくみこ、いまむらともあき

平成20年度診療報酬改定までの流れ

平成19年度の診療報酬改定で病院の収入が大幅減となった一方で、看護師配置基準が、それまで最高だった患者10人に対し看護師1人から、新しく患者7人に対し看護師1人が算定され、保険点数が引き上げられた。7対1看護は看護の質を保証し、手厚い看護を提供するためのものであり、7対1入院基本料は急性期入院医療の実態に即した看護配置を適切に評価する観点から、一般病棟入院基本料などの体系において創設された。

この診療報酬改定で、国立大学病院などで新卒看護師を中心に大量に看護師を採用する動きがみられ、この動きが看護職員の争奪に拍車をかけることとなり、看護師の需要体制に大きな変化が起きた。このような流れのなかで、必要な人数の看護師を揃えることができない病院は、看護師数が減少し病棟閉鎖、さらには病院の閉鎖を余儀なくされてきた。多くの病院が7対1看護の取得を目指したのは、10対1看護と比較すると入院患者1人につき1日当たり286点の診療報酬の増加が見込めることを受けてのことであった。

平成19年5月1日時点での7対1看護の届け出は、一般病棟入院基本料787病院（16万2,730床、23.1%）、特定機能病院27病院（2万3,178床、

36.5%）、両方合わせて814施設となった。特徴としては、医療法人の民間病院が多く、さらに199床以下の中小病院が56.5%と半数を占めていた。平成19年度の診療報酬改定では、重症度に関係なく7対1看護の届け出が可能であった。このことを問題とした中医協では平成20年1月に「(7対1看護が)急性期等の手厚い看護が必要な入院患者が多い病院等に限って届け出を可能にする」という建議書を厚生労働大臣に提出した。それらを受けて、平成20年度の診療報酬改定で看護必要度が導入された。また、この改定で10対1看護の診療報酬における入院基本料が1,300点/日に引き上げられ、7対1看護との差額が286点/日から255点/日となった。

現在、10対1看護の看護体制を導入している病院が

表-01 シミュレーション条件

項目	数値	単位
病床数(一般病床)	600	床
病床稼働率	95	%
のべ入院患者数	189,660	人
のべ外来患者数	247,128	人
入院単価	47,395	円
外来単価	13,200	円
入院基本料(出来高)	15,550	円
	13,000	円
医業収入に対する 医療材料+経費の割合	47	%
週休	104	日
祝祭日	18	日
有給休暇	8	日
年間勤務日数	235	日